

望月社会保険労務士事務所
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail info@mo-mochizuki.com
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

今朝のニュースで「受験日痴漢」という話が出ていました。ネット上では過去に、試験会場へ急ぐ受験生は痴漢の被害を訴えにくいとして、試験当日を「痴漢祭り」などと表現する投稿があったので、都道府県警はサイトの管理者などに対して、こうした書き込みの削除を要請しているそうです。実際に過去に受験日当日に痴漢に遭ってしまい、動揺で試験会場では力が発揮できなかったという女性のインタビューも出ていました。その人にとって人生を左右する様な日を狙ってこんな事をする輩がいるとは、日本はいつからこんな国になってしまったのでしょうか？非常に憤りを感じます。こういう輩には是非厳罰をお願いします！

SNS等に労働者の募集に関する情報を載せる際の注意点

人材を募集するのにも、色々とルールがありますのが、今問題となっている闇バイト対策も含めて、厚生労働省が下記の呼びかけをHP上で行っていますのでご紹介します。

1. 労働者の募集広告には、募集主の氏名等の表示が必要

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています（第5条の4）。

昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われる事案（闇バイト）が見られ、その中には、通常の労働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受けられることから、厚生労働省は、SNS等を通じて直接労働者を募集する際には、

- ①募集主の氏名（または名称）
- ②住所
- ③連絡先（電話番号等）
- ④業務内容
- ⑤就業場所
- ⑥賃金

の6情報は必ず表示するよう、事業者呼びかけています。

Q：「住所（所在地）」はどこまで記載すればよいか？

A：ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

Q：「連絡先」として何を記載すればよいか？

A：電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問合せフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

Q：氏名等の情報自体を記載せず、氏名等の情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題ないか？

A：会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に上記6情報を記載する必要があります。

Q：業務内容、就業場所および賃金については、職業安定法第5条の3や労働基準法第15条で求められるのと同じように詳細に記載する必要があるか？

A：必ずしも同じである必要はないが、求職者が誤解を生じないように、業務内容や就業場所、賃金について記載する必要があるとしています。

例えば、就業場所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数の候補を示し、「応相談」とする形、賃金について、「時給1,500円～」とする形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなりません

が、直ちに職業安定法第5条の4違反とはならないと考えられます。

とありますが、出来る限り詳細に記した方が良いと考えます。

【厚生労働省「労働者の募集広告には、「募集主の氏名（又は名称）・住所・連絡先（電話番号等）・業務内容・就業場所・賃金」の表示が必要です】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00006.html